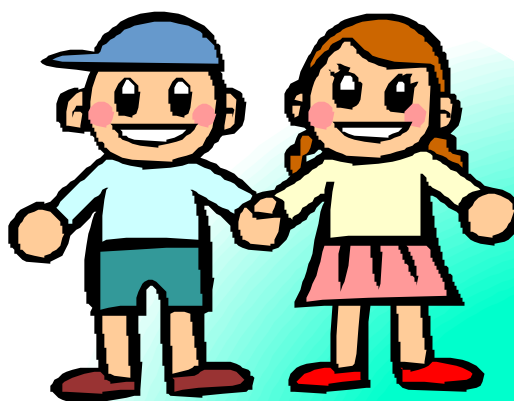


高知県ひとり親家庭等自立促進計画

ひとり親家庭等が自立し、
安心して暮らせる環境づくり



平成19年3月
高知県

目 次

第1章 計画策定に当たって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	計画の策定体制	2
5	計画の対象者	2

第2章 高知県のひとり親家庭等の現状と課題

1	高知県のひとり親家庭等の現状	
(1)	高知県のひとり親家庭等の推移	3
(2)	離婚件数の推移	3
(3)	高知県母子世帯等実態調査の結果	4
2	高知県のひとり親家庭等における課題の整理	15

第3章 取り組みの方向と施策

1	基本理念	17
2	基本的な方向	17
3	計画の体系	18
4	具体的支援策	
(1)	就業支援	19
(2)	経済的支援	23
(3)	日常生活支援	25
(4)	情報提供、相談支援	28
5	推進体制	
(1)	関係機関での実施内容	30
(2)	推進体制のイメージ	31

[参考資料]

第1	計画策定の経過	
(1)	高知県ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会設置要綱	32
(2)	高知県ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会委員	32
(3)	高知県ひとり親家庭等自立促進計画策定までの経過	33
第2	現在の主な支援策	34
第3	関係団体等一覧	38

はじめに

ひとり親家庭等の自立と 生活の安定・向上を目指して



近年、離婚件数の増加等に伴い、母子世帯や父子家庭といった、いわゆる「ひとり親家庭」が増えています。こうしたひとり親家庭の方は、子育てと生計の維持を一人で担わなければなりません。厳しい雇用・経済情勢のもと、就業面で一層厳しい環境に置かれるとともに、子育てや日常生活の面においても多くの困難に直面しています。

県では、これまでも、ひとり親家庭等の方を対象とした対策を推進してきましたが、こうしたひとり親家庭等をめぐる状況を踏まえて、ひとり親家庭等の自立や就業等に対する支援を総合的かつ計画的に行っていくために、「高知県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。

この計画では、「ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らせる環境づくり」を基本理念に掲げ、これを実現するために「就業支援」、「経済的支援」、「日常生活支援」、「情報提供、相談支援」の4つの項目を柱として、就業や経済面での支援の充実と、子育てや日常生活への支援の充実を図っていくこととしています。今後、この計画をもとに、市町村をはじめ関係団体や企業、さらには県民の皆様と連携しながら、ひとり親家庭等の方が自立し、安心して生活できる高知県を目指していきたいと思っています。

最後に、この計画が目指している社会の実現に向けて、皆様のご理解とご協力をお願いいたしますとともに、この計画の策定に当たり、多くの貴重なご意見、ご助言をいただきました。高知県ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会委員をはじめ、ひとり親家庭等の自立と福祉の向上に取り組んでいる団体や機関、県民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成19年3月

高知県知事 橋本 大二郎

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国では、婚姻や家族のあり方などに関する個人の価値観が多様化する中、離婚件数の増加等により母子世帯や父子世帯が増加しています。母子世帯や父子世帯では、子育てと生計の維持を一人で担うこととなり、生活面や就業面で困難な状況に置かれています。

こうした中、国では、平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」の改正（平成15年4月施行）を行い、併せて、平成15年3月には「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、これまでの経済的支援を中心とした施策から、母子世帯等の自立に主眼を置き、子育てや生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援などを総合的に実施する施策へ転換することが示されました。

また、平成15年4月には「児童扶養手当法」の改正が施行され、手当の支給開始から一定期間を経過した場合には手当額の一部が減額されることとなり、これまで以上に母子世帯に対する就業支援等が求められています。

県では、このような状況を踏まえ、国の基本方針で示された母子家庭及び寡婦自立促進計画を定めることとし、平成17年度に、県内の母子世帯や父子世帯の現状や課題、ニーズ等を把握するため、「高知県母子世帯等実態調査」を実施しました。

この調査結果等を参考に、ひとり親家庭及び寡婦に対し、きめ細かなサービスと自立・就労支援を、総合的・計画的に展開するため、この「高知県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。

この計画に沿って、多くのひとり親家庭や寡婦が安心して生活できるよう、就業支援も含めた福祉施策の充実を図っていきます。

2 計画の位置づけ

この計画は、母子及び寡婦福祉法の第12条を受けて策定したものです。また、国の基本方針をガイドラインとしています。

3 計画の期間

この計画は、平成19年度を初年度とし、平成23年度までの5年間の計画です。

（計画期間内に国の施策に変更があった場合は、関係する事業の見直しを行っていきます。）

4 計画の策定体制

この計画の策定に当たっては、庁内に関係課で構成するワーキンググループを設置するとともに、高知県ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会を開催し、検討を行いました。

5 計画の対象者

この計画は、母子及び寡婦福祉法第6条に定める母子世帯、父子世帯、寡婦を対象とします。

この計画において、用語の定義は次のとおりです。

「母子世帯」とは、離婚等により配偶者（事実上婚姻関係にある場合を含む）のない女子で現在20歳未満の児童を扶養している者とその児童からなる世帯を言います。配偶者以外の同居人（児童の祖父母など）がいる場合も「母子世帯」とします。

「父子世帯」とは、離婚等により配偶者（事実上婚姻関係にある場合を含む）のない男子で現在20歳未満の児童を扶養している者とその児童からなる世帯を言います。配偶者以外の同居人（児童の祖父母など）がいる場合も「父子世帯」とします。

「寡婦」とは、配偶者のない女子であって、かつての母子世帯の母であった者を言います。

「ひとり親家庭」とは、母子世帯と父子世帯のことを言います。

「ひとり親家庭等」とは、母子世帯と父子世帯、寡婦のことを言います。

「ひとり親」とは、母子世帯の母及び父子世帯の父のことを言います。

「ひとり親等」とは、母子世帯の母及び父子世帯の父、寡婦のことを言います。

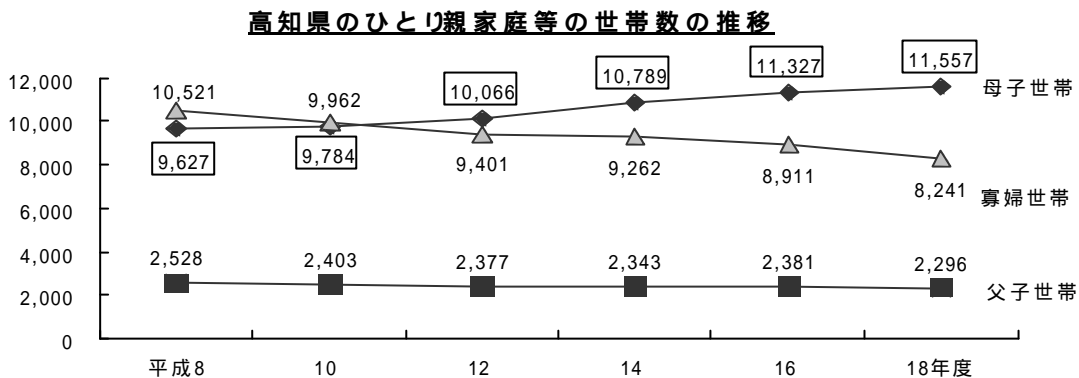
第2章 高知県のひとり親家庭等の現状と課題

1 高知県のひとり親家庭等の現状

(1) 高知県のひとり親家庭等の推移

近年、母子世帯が増加している一方で、父子世帯及び寡婦は減少してきています。

毎年4月1日現在で、市町村が把握しているひとり親家庭等の数を報告してもらっています。それによると、母子世帯が増加している一方で、父子世帯及び寡婦世帯の数が少なくなっています。



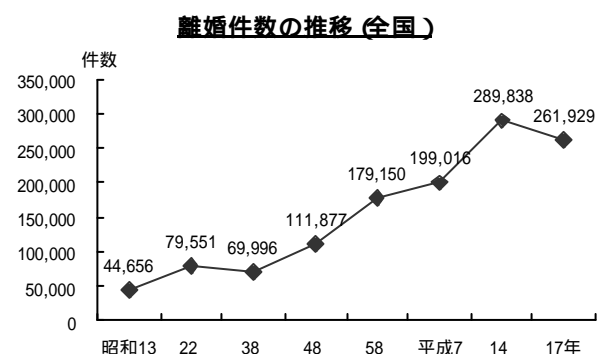
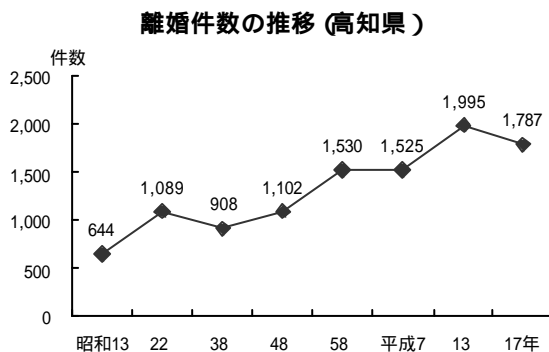
調査不能・未調査市町村については、各世帯の県総数と人口により推計

(2) 離婚件数の推移

県内の離婚件数は、最近の10年間で約1.2倍になっています。

本県の離婚件数の推移を見ると、最低であった昭和13年の644件以後、増加傾向にあり、昭和22年には1000件、昭和58年には1500件を越えています。近年、その傾向はさらに強くなり、平成13年には1995件と、最も多くなっています。

一方、全国の離婚件数は、昭和39年以降毎年増加し、昭和46年には10万件を、平成8年には20万件を超えています。離婚件数は平成14年の28万9838件をピークにやや減少してきており、平成17年では26万1929件と、平成14年より2万7909件少なくなっています。



(3) 高知県母子世帯等実態調査の結果

県内のひとり親家庭の現状や課題、ニーズ等を把握するため、平成17年度に「高知県母子世帯等実態調査」を実施しました。調査の概要は、次のとおりです。

なお、前回調査（母子世帯：平成3年、父子世帯：平成2年）との比較も行っています。

世帯構成

ひとり親家庭の構成では「自分と子どもだけの世帯」が最も多くなっています。

「世帯構成」について聞いたところ、「自分と子どもだけの世帯」が母子世帯では75.4%、父子世帯が48.8%と、最も多くなっています。また、三世帯世帯は、母子世帯が20.6%ですが、父子世帯は44.1%となっており、父子世帯の同居率が高くなっています（表1）。

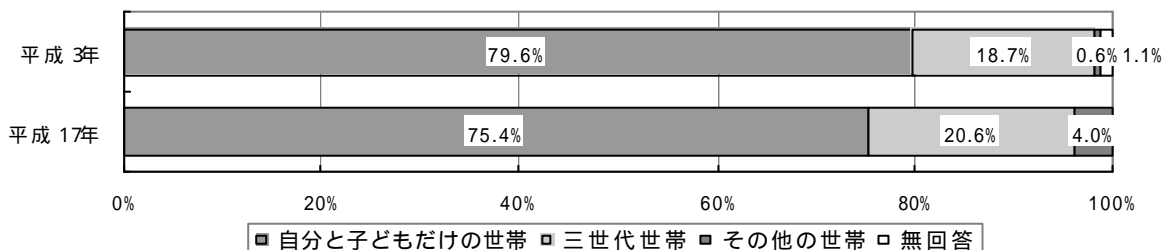
(表1)「世帯構成」

【母子世帯】

(単位：世帯)

	自分と子どもだけの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	無回答
平成3年	763	179	6	11
平成17年	964	263	51	項目なし

母子世帯（構成比）

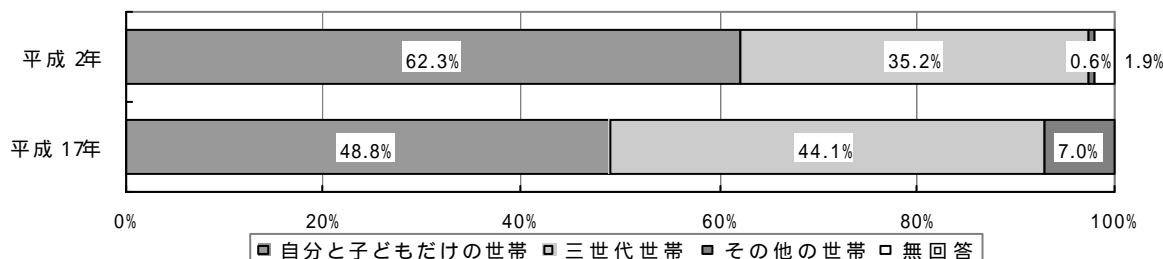


【父子世帯】

(単位：世帯)

	自分と子どもだけの世帯	三世帯世帯	その他の世帯	無回答
平成2年	495	280	5	15
平成17年	104	94	15	項目なし

父子世帯（構成比）



ひとり親家庭になった理由

ひとり親家庭になった理由は、「離婚」が最も多くなっています。

「ひとり親家庭になった理由」を聞いたところ、母子世帯、父子世帯とも「離婚」が最も多くなっています。母子世帯では次いで「未婚の母」、「病死」、父子世帯では「病死」、「その他」と続いています（表2）

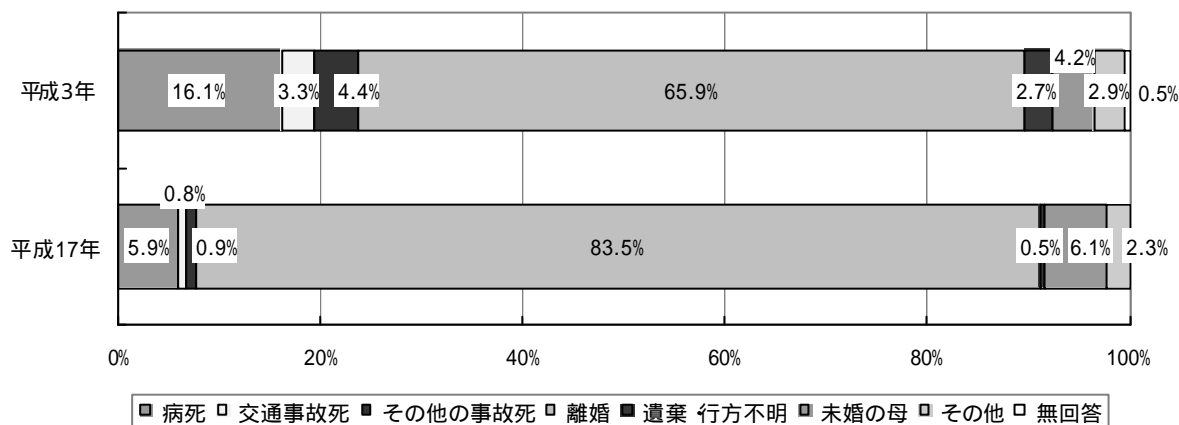
（表2）「ひとり親家庭になった理由」

【母子世帯】

（単位：世帯）

	病死	交通事故死	その他の事故死	離婚	遺棄・行方不明	未婚の母	その他	無回答
平成3年	154	32	42	632	26	40	28	5
平成17年	75	10	12	1069	7	78	29	項目なし

母子世帯となった理由（構成比）

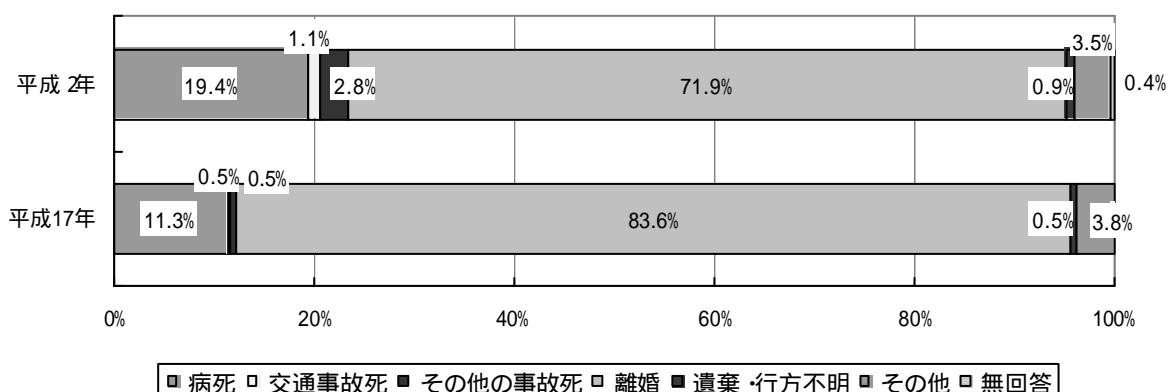


【父子世帯】

（単位：世帯）

	病死	交通事故死	その他の事故死	離婚	遺棄・行方不明	その他	無回答
平成2年	154	9	22	572	7	28	3
平成17年	24	1	1	178	1	8	項目なし

父子世帯となった理由（構成比）



就労の状況

「仕事を变えた」、「無職になった」比率は、母子世帯の方が高くなっており、仕事を变えた理由は、母子世帯、父子世帯とも「子どもの養育のため」が最も多くなっています。

就業状況では、母子世帯のパートや臨時の割合が増加しています。

ア ひとり親家庭になってからの仕事について

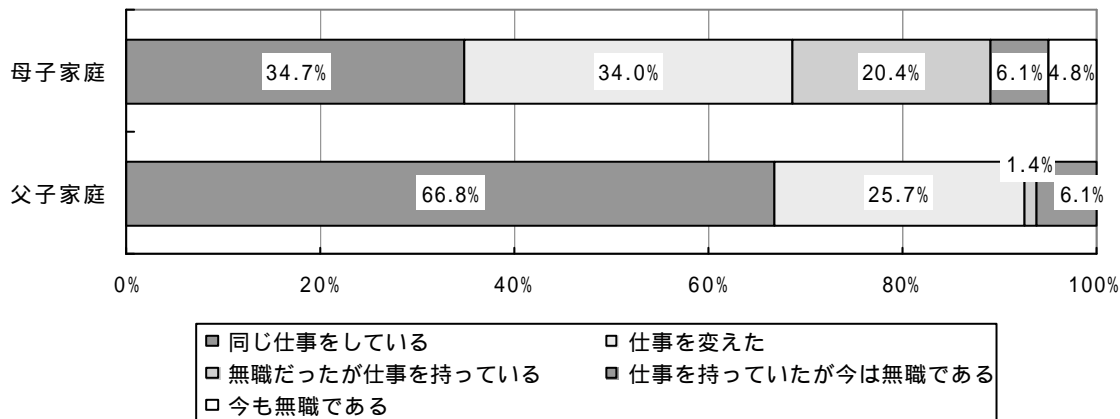
「ひとり親家庭になってからの仕事」について聞いたところ、母子世帯では、「母子世帯になってから仕事を持っている」との回答が約20%である反面、「仕事を变えた」や「無職になった」との回答が約40%となっています。

父子世帯では、「同じ仕事をしている」との回答が約67%と最も多く、「仕事を变えた」との回答も母子世帯に比べて低くなっています（表3）。

（表3）「ひとり親家庭になってからの仕事について」（単位：世帯）

	同じ仕事をしている	仕事を变えた	無職だったが、今は仕事を持っている	仕事を持っていたが、今は無職である	今も無職である
母子世帯	440	431	259	78	61
父子世帯	143	55	3	13	0

ひとり親家庭になってからの仕事について（構成比）



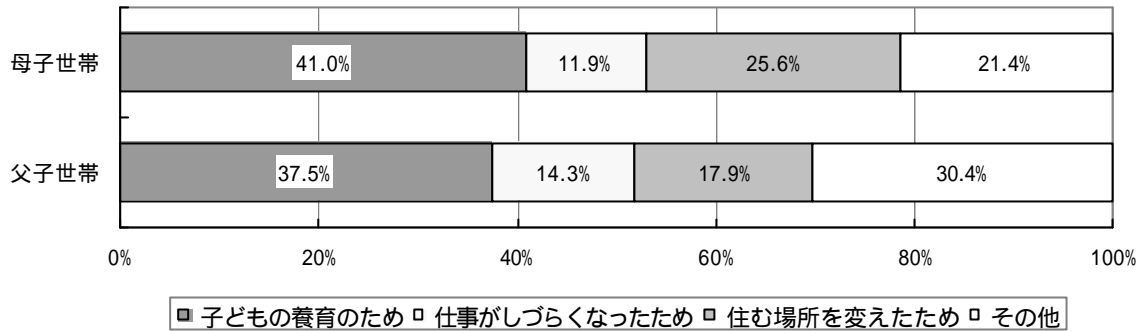
イ 仕事を变えた理由

「仕事を变えた」理由について聞いたところ、母子世帯、父子世帯とも「子どもの養育のため」と回答した比率が最も高くなっています（表4）。

（表4）「仕事を变えた理由」（単位：世帯）

	子どもの養育のため	仕事がしづらなくなったため	住む場所を変えたため	その他
母子世帯	176	51	110	92
父子世帯	21	8	10	17

仕事を変えた理由(構成比)



ウ 調査時点における就業の状況

「調査時点における就業の状況」を聞いたところ、母子世帯、父子世帯とも「正社員・正職員(常勤)」が最も多くなっています。

前回調査と比較すると、母子世帯では「常勤」の比率が減少する一方で、「臨時」及び「パート」の比率が増加しています。父子世帯では逆に「常用雇用」の比率が増加し、「臨時雇用」の比率が減少しています(表5)。

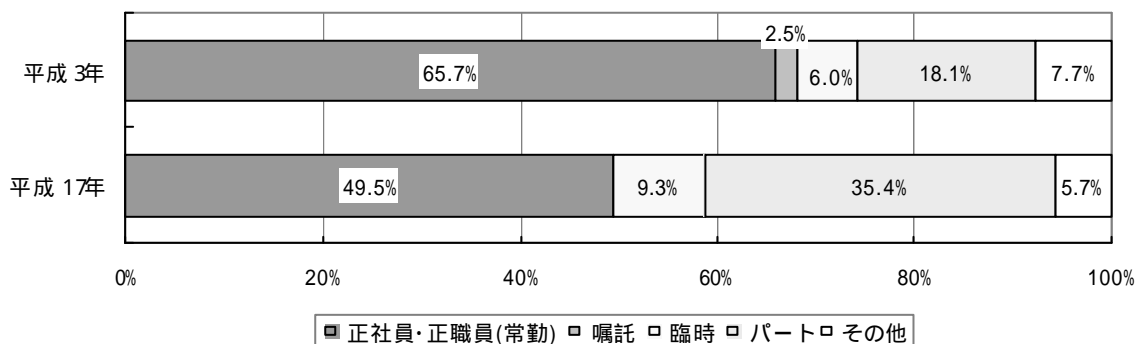
(表5)「調査時点における就業の状況」

【母子世帯】

(単位：世帯)

	勤めに出ている者の従業上の地位				
	正社員・正職員(常勤)	嘱託	臨時	パート	その他
平成3年	472	18	43	130	55
平成17年	510	項目なし	96	365	59

母子世帯の調査時点における就業の状況(構成比)

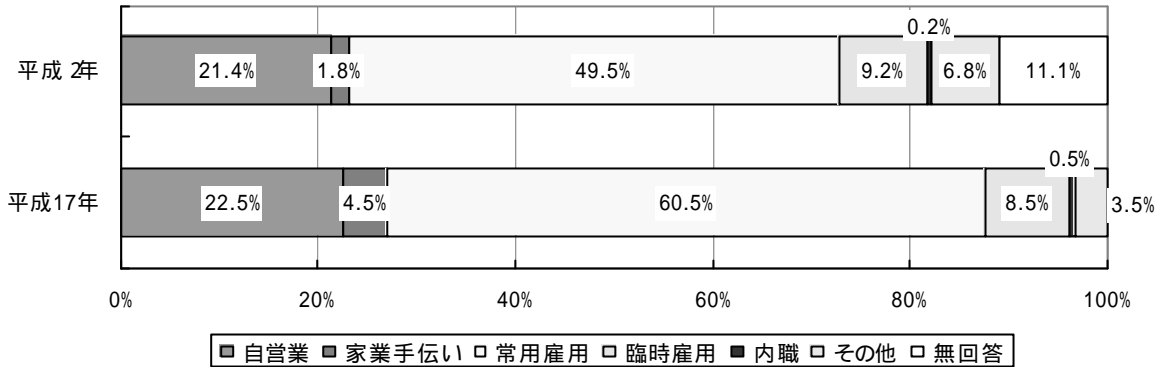


【父子世帯】

(単位：世帯)

	自営業	家業手伝い	常用雇用	臨時雇用	内容	その他	無回答
平成2年	170	14	394	73	2	54	88
平成17年	45	9	121	17	1	7	項目なし

父子世帯の調査時点における就業の状況（構成比）



所得の状況

母子世帯の就労収入は、父子世帯及び一般世帯に比べて低くなっています。
また、養育費を受け取っていない世帯が約7割を占めています。

ア 年間の就労収入

年間の就労収入を見ると、200万円未満の世帯が、母子世帯では71.4%であるのに対して、父子世帯では29.7%となっています。

収入が最も多い区分を見ると、母子世帯が「50～100万円」の20.8%であるのに対して、父子世帯では「300～350万円」が17.7%となっています。母子世帯と父子世帯を比べると、収入面で大きな格差が見られます（表6）

平成15年の国の全国母子世帯等調査及び国民生活基礎調査でも、母子世帯の平均年収は、父子世帯の54.3%、一般世帯の36.0%にとどまっています。

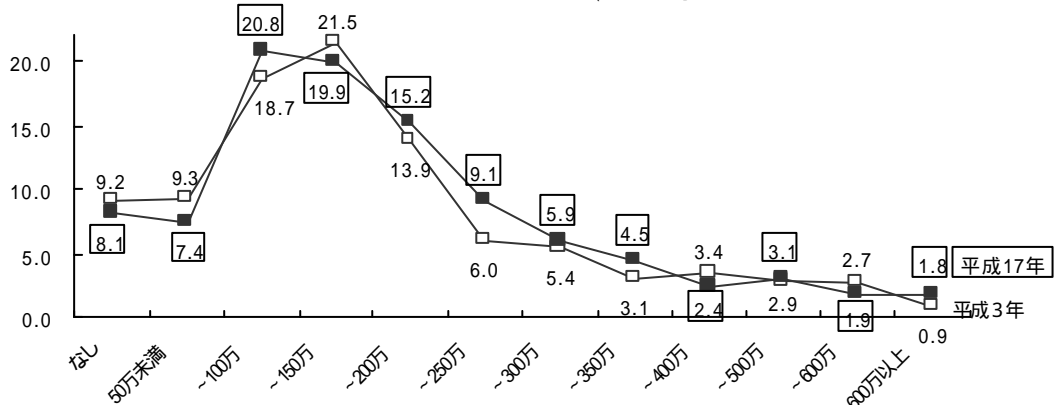
（表6）「ひとり親家庭の年間の就労収入」

【母子世帯】

（単位：世帯）

	なし	50万未満	50～100万	100～150万	150～200万	200～250万	250～300万	300～350万	350～400万	400～500万	500～600万	600万以上
平成3年	88	89	179	206	133	58	52	30	33	28	26	9
平成17年	85	77	218	208	159	95	62	47	25	32	20	19

母子世帯の年間の就労収入（構成比）

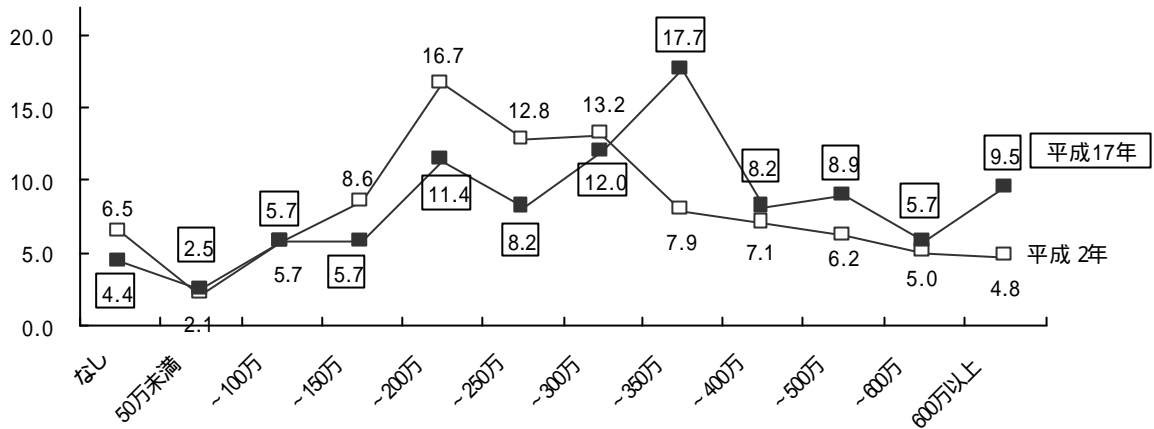


【父子世帯】

(単位：世帯)

	なし	50万未満	50～100万	100～150万	150～200万	200～250万	250～300万	300～350万	350～400万	400～500万	500～600万	600万以上
平成2年	52	17	45	68	133	102	105	63	56	49	40	38
平成17年	7	4	9	9	18	13	19	28	13	14	9	15

父子世帯の年間の就労収入(構成比)



イ 養育費の受給状況

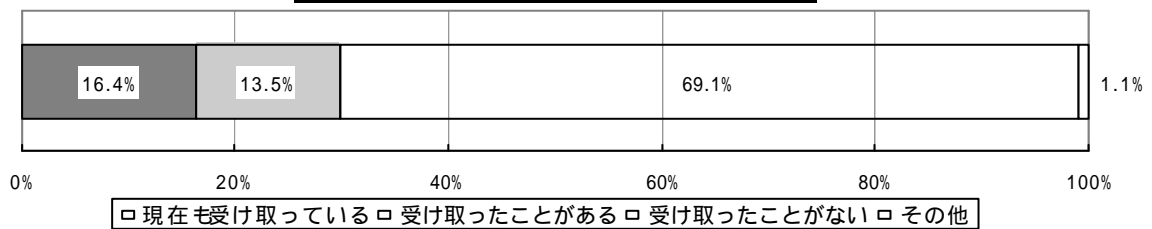
養育費については、「受け取っている」、「受け取ったことがある」と回答したのは、全体の約3割で、約7割が「受け取ったことがない」と回答しています(表7)

(表7) 母子世帯の「養育費の受給状況」

(単位：世帯)

現在も受け取っている	受け取ったことがある	受け取ったことがない	その他
181	149	764	12

母子世帯の養育費の受給状況(構成比)



無職の人の状況

「病気やけが」、「希望する仕事がない」を無職の理由に上げた世帯が多く、仕事に就く条件では「自分の健康の回復」や「希望する仕事が見つかる」が多くなっています。

ア 働いていない理由

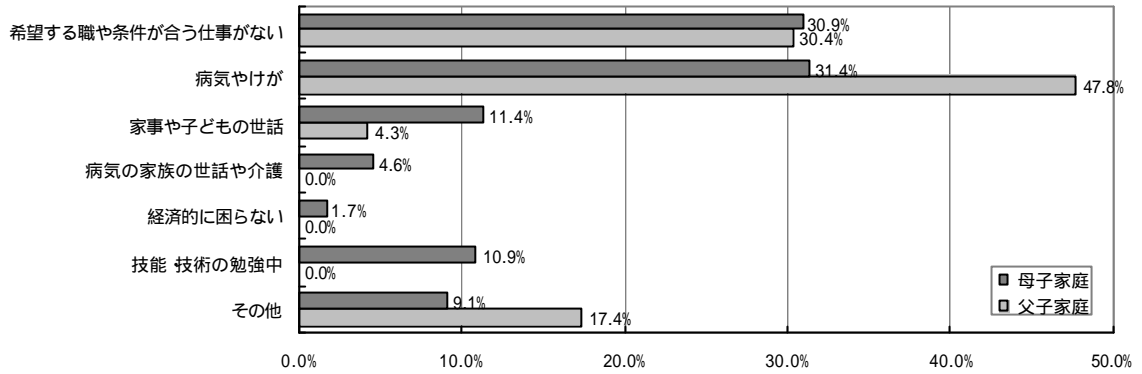
「無職」の人は、母子世帯では11.4%、父子世帯では10.6%となっています。その理由としては、母子世帯、父子世帯とも「病気やけがで働けない」、「希望する職や条件が合う仕事がない」ことを理由に上げた世帯が多くなっています(表8)

(表8)「働いていない主な理由」

(単位：世帯)

	希望する職や条件が合う仕事がない	病気やけが	家事や子どもの世話	病気の家族の世話や介護	経済的に困らない	技能・技術の勉強中	その他
母子世帯	54	55	20	8	3	19	16
父子世帯	7	11	1	0	0	0	4

働いていない主な理由(構成比)



イ 仕事に就く条件

仕事に就く条件では、母子世帯は「自分の健康の回復」が41.8%と最も多く、「希望に合った仕事が見つかる」が16.3%、「子どもの保育にめど」が10.2%となっています。

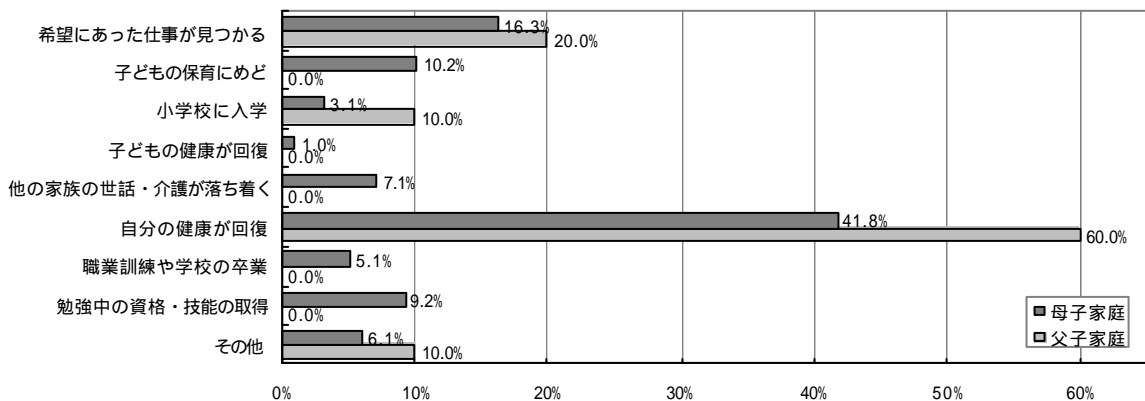
父子世帯では、「自分の健康の回復」が60%と最も多く、「希望に合った仕事が見つかる」が20%、「子どもが小学校に入学する」が10%となっています(表9)。

(表9)「どんな状況になれば仕事をしたいと思いますか」

(単位：世帯)

	希望に合った仕事が見つかる	子どもの保育にめど	小学校に入学	子どもの健康が回復	他の家族の世話・介護が落ち着く	自分の健康が回復	職業訓練や学校の卒業	勉強中の資格・技能の取得	その他
母子世帯	16	10	3	1	7	41	5	9	6
父子世帯	2	0	1	0	0	6	0	0	1

どんな状況になれば仕事をしたいと思いますか(構成比)



子どもの養育

仕事をしている間の子どもの養育は「保育所・幼稚園等」との回答が、また、子どもが病気のときの看護者は「自分」との回答が最も多くなっています。

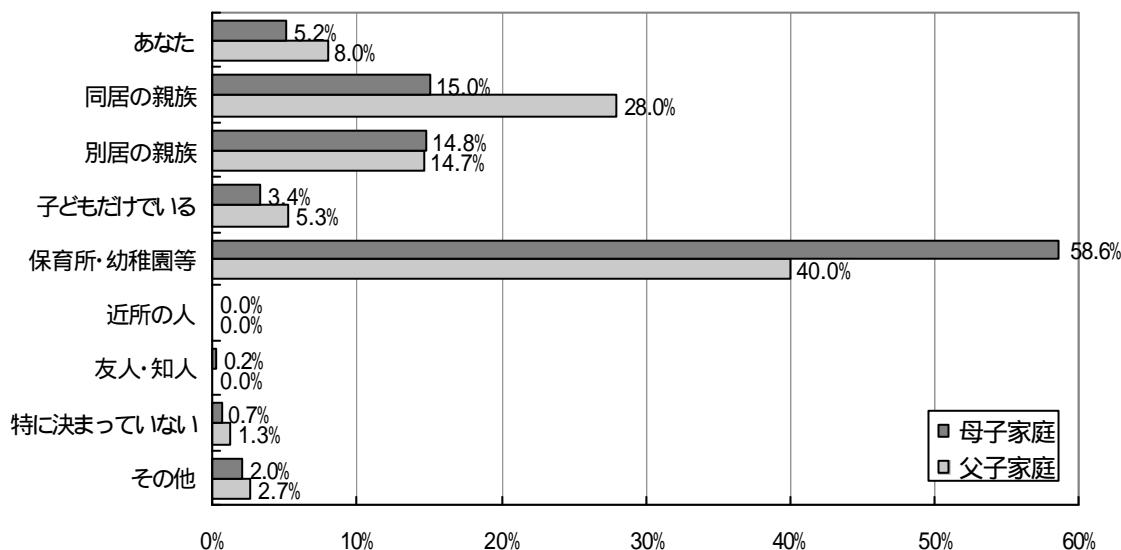
ア 仕事をしている間の子どもの養育者

小学校入学前の子どもがいる人で仕事をしている人に、仕事をしている間の子どもの養育について聞いたところ、母子世帯、父子世帯とも「保育所・幼稚園等」との回答が最も多く、次いで「親族」、「自分」の順となっています。保育所・幼稚園等に預けている比率を比べると、母子世帯の方が父子世帯の約1.5倍となっています（表10）。

（表10）「あなたが仕事をしている間、どなたが子どもを養育していますか」（単位：世帯）

	あなた	同居の親族	別居の親族	子どもだけ	保育所・幼稚園等	近所の人	友人・知人	特に決まっていない	その他
母子世帯	21	61	60	14	238	0	1	3	8
父子世帯	6	21	11	4	30	0	0	1	2

あなたが仕事している間、どなたが子どもを養育していますか（構成比）



イ 子どもが病気のときの看護者

子どもが病気のときの看護者については、母子世帯、父子世帯とも「自分」と回答した比率が最も高くなっていますが、母子世帯の方の比率が父子世帯の1.5倍高くなっています。

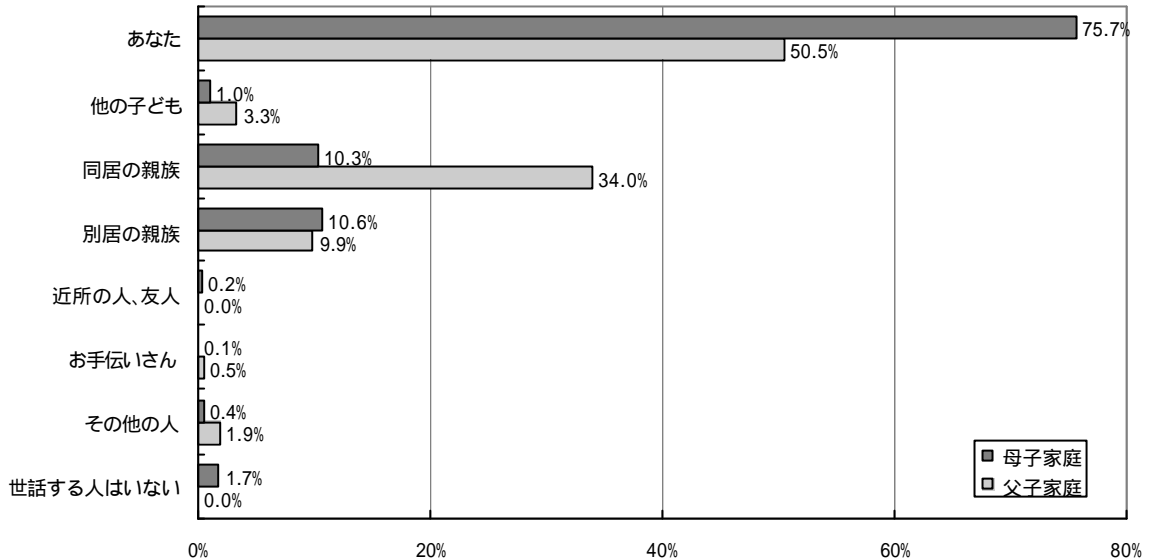
一方で、「同居の親族」が看護している比率を見ると、父子世帯の方が母子世帯の3倍以上高くなっています（表11）。

(表11)「子どもが病気の時、誰に世話をしてもらっていますか」

(単位：世帯)

	あなた	他の子ども	同居の親族	別居の親族	近所の人、友人	お手伝いさん	その他	世話をする人はいない
母子世帯	960	13	131	134	3	1	5	22
父子世帯	107	7	72	21	0	1	4	0

子供が病気の時、誰に世話をしてもらっていますか（構成比）



ひとり親家庭が望むこと

母子世帯が望むことは「手当等の増額」や「就業支援等の充実」などが多くなっています。また、父子世帯では「母子福祉制度の利用」が最も多くなっています。

「ひとり親家庭が望むこと」を聞いたところ、母子世帯では「手当・年金の増額」、「就業支援・職業訓練の充実」、「公営住宅への入居の拡大」、「養育費確保への支援」が上位を占めています。

父子世帯では、「母子福祉制度の利用」、「子どもを一時的に預かってもらえる制度の充実」、「育児・結婚・心配ごと等の相談事業の充実」、「長時間保育や放課後児童クラブの充実」の順となっています。特に「母子福祉制度の利用」との回答が41.1%と、高くなっています（表12）。

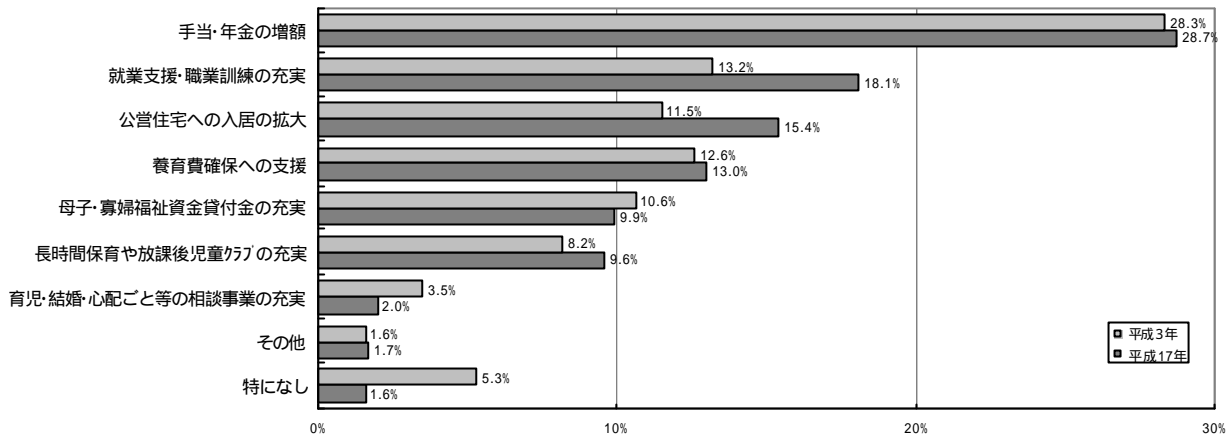
(表12)「ひとり親家庭が望むこと」

【母子世帯】

(単位：世帯)

	手当・年金の増額	就業支援・職業訓練の充実	公営住宅への入居の拡大	養育費確保への支援	母子・寡婦福祉資金貸付金の充実	長時間保育や放課後児童クラブの充実	育児・結婚・心配ごと等の相談事業の充実	その他	特になし
平成3年	537	250	219	239	202	155	66	30	101
平成17年	864	547	465	393	297	289	60	52	47

母子家庭が望むこと（構成比）

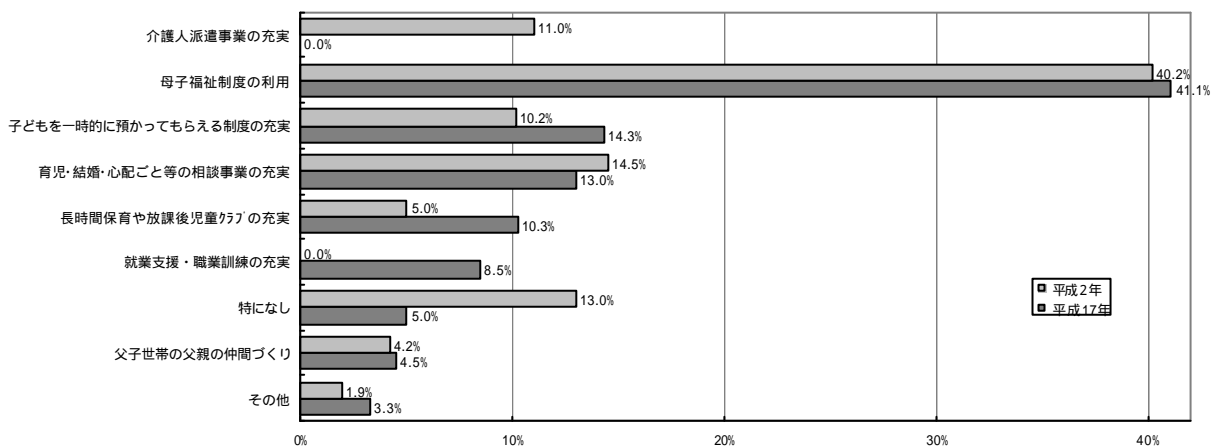


【父子世帯】

（単位：世帯）

	介護人派遣事業の充実	母子福祉制度の利用	子どもを一時的に預かってもらえる制度の充実	育児・結婚・心配ごと等の相談事業の充実	長時間保育や放課後児童クラブの充実	就業支援・職業訓練の充実	特になし	父子世帯の父親の仲間づくり	その他
平成2年	139	510	130	184	64	項目なし	165	53	24
平成17年	項目なし	164	57	52	41	34	20	18	13

父子家庭が望むこと（構成比）



各種制度の周知度

母子世帯、父子世帯とも、子育て短期支援事業や母子家庭等就業・自立支援センターなどを知らないとの回答が多くなっています。

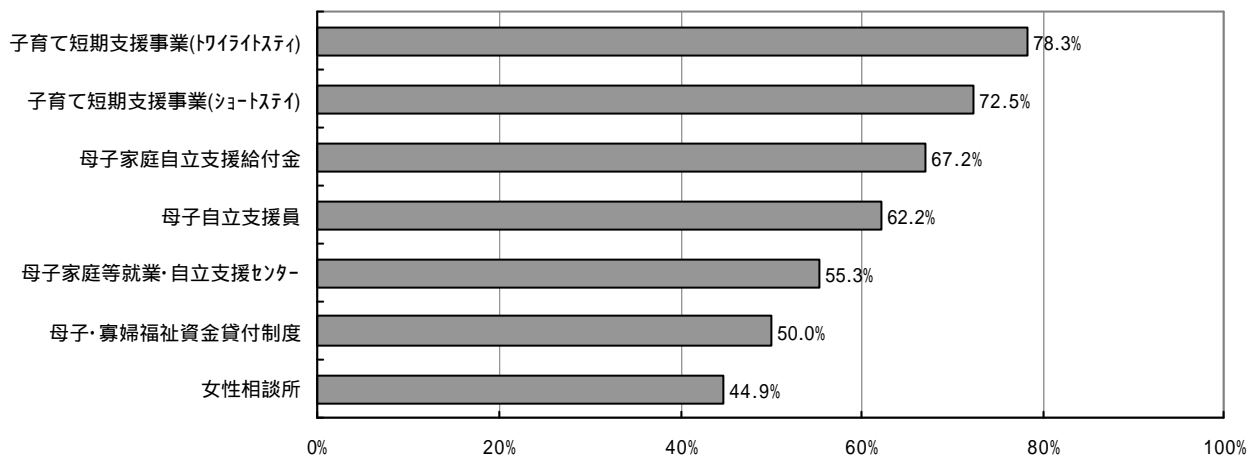
母子世帯では、児童扶養手当は82.4%の世帯が「利用している・したことがある」と回答している一方で、母子・寡婦福祉資金貸付金や母子自立支援員、女性相談所、母子家庭等就業・自立支援センター、自立支援給付金などを「知らない」と回答した比率が高くなっています。さらに、子育て短期支援事業（トワイライトステイ、ショートステイ）については、70%以上が「知らない」と回答しています。

父子世帯では、各種奨学金や児童相談所については「利用している・したことがある」、「制度を知っている」との回答が多い反面、子育て短期支援事業（トワイライトステイ、ショートステイ）、母子家庭等就業・自立支援センターを「知らない」と回答した比率が高くなっています（表13）。

（表13）「知らない」と回答のあった制度（各項目についての回答数）（単位：世帯）

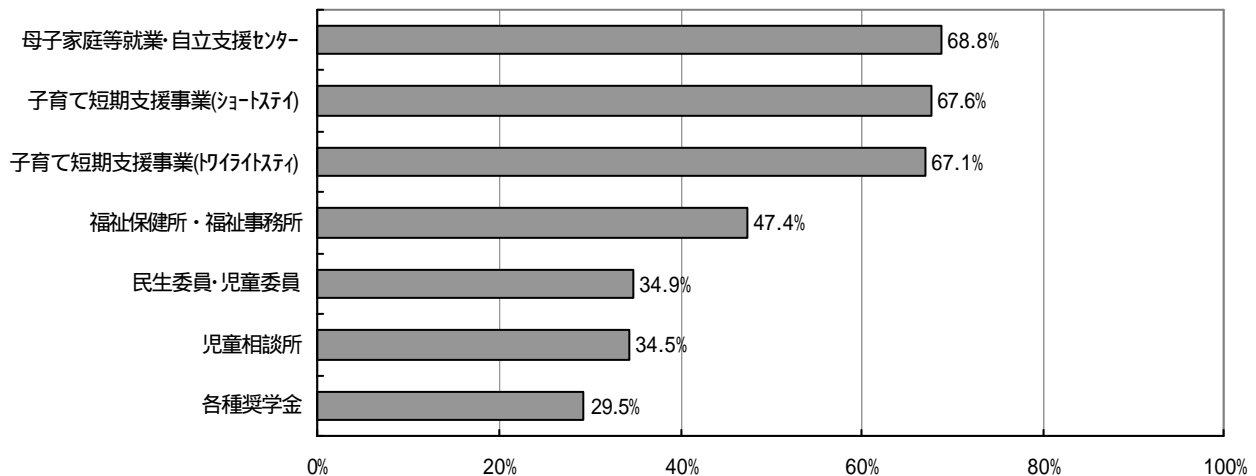
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	母子家庭自立 支援給付金	母子自立支援員 (母子相談員)	母子家庭等就業・ 自立支援センター	母子・寡婦福祉 資金貸付制度	女性相談所
母子世帯	898	832	771	717	633	583	515

「知らない」と回答のあった制度の割合（母子世帯）



	母子家庭等就業・ 自立支援センター	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	福祉保健所・ 福祉事務所	民生委員・ 児童委員	児童相談所	各種奨学金
父子世帯	117	115	114	81	60	59	54

「知らない」と回答のあった制度の割合（父子世帯）



2 高知県のひとり親家庭等における課題の整理

平成17年度の「高知県母子世帯等実態調査」をもとにした、高知県のひとり親家庭等の課題は次のとおりです。

【課題1】母子世帯の不安定な就業

母子世帯になってから「仕事を変えた」方や「無職になった」方が約40%となっています。また、子どもの養育のために就業時間が制限されたり、就業条件が合わないために正社員として就業できず、臨時雇用やパートに頼っている実態があります。

このため、求人情報の収集と提供、資格や技能を取得する際の支援などを中心として、各種施策を推進していく必要があります。

【考えられる支援の方向】

「就業支援」、「日常生活支援」、「情報提供、相談支援」

【課題2】母子世帯の所得の低さ

母子世帯の年間の就労収入は、200万円未満の世帯が71.4%であり、全国調査でも父子世帯の54.3%、一般世帯の36.0%にとどまっています。

養育費についても、受け取っている世帯及び受け取ったことがある世帯は29.9%と、受け取ったことがない世帯が約7割を占めている状況です。

このため、就業のための支援など、安定した収入を得ることができるよう取り組んでいく必要があります。

【考えられる支援の方向】

「就業支援」、「経済的支援」、「情報提供、相談支援」

【課題3】子育て支援の充実

ひとり親家庭の方が仕事をしている間の子どもの養育は、保育所、幼稚園などの保育施設の利用が最も多くなっていますが、子どもが病気のときの看護は父又は母自身が行う場合が最も多くなっています。また、「仕事を変えた」理由は、母子世帯、父子世帯とも「子どもの

養育のため」との回答が最も多くなっています。さらに、経済的理由を背景に、家賃の安い公営住宅への入居の拡充を希望する意見が多く寄せられています。

このため、昼間や緊急時の保育サービスなどの子育て支援策の充実や、ひとり親家庭の方が安定した生活基盤を築けるよう、住宅の確保に向けた支援を行っていく必要があります。

【考えられる支援の方向】

「日常生活支援」、「情報提供、相談支援」

【課題4】父子世帯への施策の拡大

母子世帯の母が「手当・年金の増額」や「就業支援・職業訓練の充実」などの収入や就業面での拡充を望んでいるのに対して、父子世帯では、生活や育児についての相談の充実や、母子に関する支援制度の利用を望んでいます。

このため、父子世帯が日常生活や子どものことを相談できる体制の整備や、父子世帯が利用できる支援制度の拡充を行っていく必要があります。

【考えられる支援の方向】

「就業支援」、「経済的支援」、「日常生活支援」、「情報提供、相談支援」

【課題5】各種制度の周知度

現在、ひとり親家庭等を対象とした支援施策をいろいろと実施していますが、調査結果を見ますと、十分に活用されているとは言えず、また、制度について幅広く周知されているとは言えません。

このため、市町村や関係団体とも連携して、各種施策が多くの方に利用されるよう取り組みを行っていく必要があります。

【考えられる支援の方向】

「情報提供、相談支援」

第3章 取り組みの方向と施策

1 基本理念

ひとり親家庭等の自立を促進するに当たって、最も重要な点として、「収入を得るための安定した仕事を確保すること」及び「保育先や住宅の確保など、日常生活の安定を図ること」が上げられます。

このため、本計画の基本理念として「ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らせる環境づくり」を掲げ、これを実現するための基本的な方向を「就業支援」、「経済的支援」、「日常生活支援」、「情報提供、相談支援」の4項目に体系化し、この項目を中心にひとり親家庭等への支援の充実を図っていきます。

2 基本的な方向

(1) 就業支援

ひとり親家庭等が自立し、安定した生活を送るためには、安定した収入の確保が不可欠であり、そのための就業の場の確保が必要です。就業情報の提供や技能等の取得への支援などの就業支援を行うとともに、事業主の理解と協力により、ひとり親家庭等の雇用が促進をされるよう取り組みます。

(2) 経済的支援

ひとり親家庭、特に母子世帯及び寡婦の自立を進める上で、就業支援と併せて一定の経済的支援を行う必要があります。

また、父親からの養育費はその多くが支払われていないという現実があるため、子どもの養育に関する義務が離婚により変わることがないことなど、養育費に関する情報提供や相談機能の充実を図っていきます。

(3) 日常生活支援

ひとり親家庭等の自立のためには、子どもの保育先や住宅の確保など、安心して子育てができる環境づくりが必要です。

そのため、ひとり親家庭等の様々なニーズに応じた適切な支援を行っていきます。

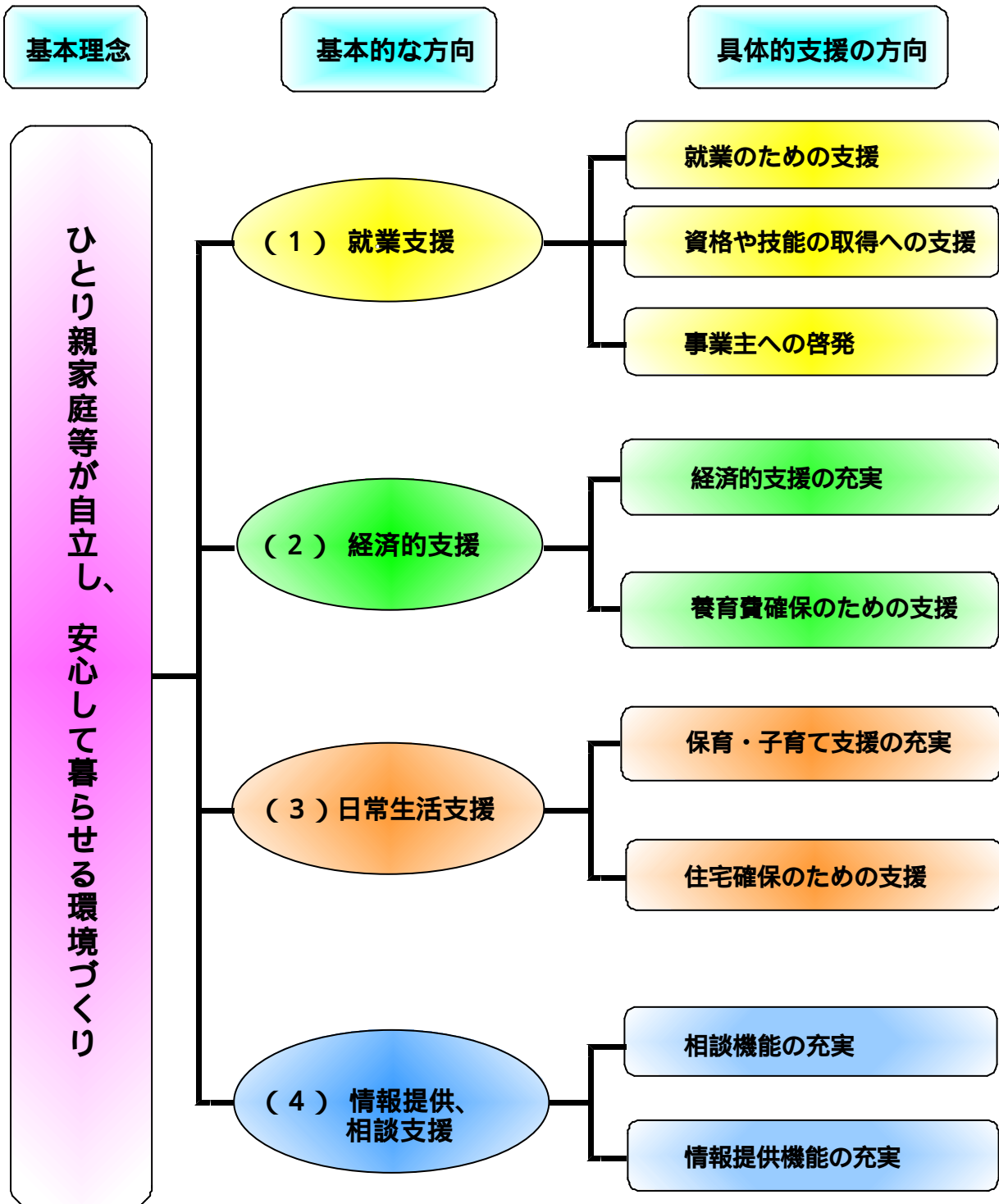
(4) 情報提供、相談支援

必要な情報が一元的に得られるよう、関係機関との連携を密にして、的確な情報提供及び相談体制の充実を図っていきます。

特に、父子世帯では、母子世帯に比べて日常生活における悩みごとに関する相談相手が少ないことから、相談機能の充実に努めていきます。

3 計画の体系

高知県として、今後ひとり親家庭等の自立に向けて取り組んでいくための、「基本理念」及び「基本的な方向」、「具体的支援の方向」をまとめると、次のような体系になります。



4 具体的支援策

(1) 就業支援

ひとり親家庭等が自立し、安定した生活を送るためには、安定した収入の確保が不可欠であり、そのための就業が必要です。

特に、母子世帯の母は、母子世帯になったときに、自分自身が就業していないことや資格や技能を持っていないことなどの事情がある方が多く、収入の確保が難しい状況にあります。

そこで、安定した収入を確保することを目指して、「就業のための支援」、「資格や技能の取得への支援」、「事業主への啓発」を柱として就業支援を行っていきます。

就業のための支援

考
え
方

就業に関する相談、求人情報の収集と提供、就職に必要と考えられる資格の取得への支援など、就業に関する総合的なサービスを提供していきます。

母子家庭等就業・自立支援センター、高知県就職支援相談センター（ジョブカフェこうち）、福祉人材センター、福祉人材バンク、ハローワーク等と連携し、無料職業紹介事業の充実を図っていきます。

県が臨時職員を雇用する際、母子世帯の母への配慮を行います。

具
体
的
な
取
り
組
み

母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援

就業情報の提供、就業のあっせん

母子家庭等就業・自立支援センターでは、就業相談、就業情報の提供、就業のあっせんなど、きめ細やかな就業支援を実施しています。今後とも、就職者数の増加を図っていきます。

就職者数	(実施主体) 母子家庭等就業・自立支援センター	
平成17年度	138人	平成23年度 180人

移動相談の拡充

平成16年度から、ふくし交流プラザや安芸市及び四万十市において、県福祉人材センターの協力と安芸及び幡多福祉人材バンクとの共催で移動相談を実施しています。今後、移動相談の拡充を図っていきます。

移動相談	(実施主体) 母子家庭等就業・自立支援センター	
平成18年度	実施回数8回	平成23年度 実施回数10回

具
体
的
な
取
り
組
み

無料職業紹介事業の充実

無料職業紹介事業を行っている他の機関と連携して実施できる事業の検討を行っていきます。

臨時職員の雇用に関する情報提供

県が臨時職員を雇用する場合に、県の各課室及び各出先機関からこども課を経由して母子家庭等就業・自立支援センターに求人の情報を提供する取り組みを行っています。今後も庁内への趣旨の周知を図っていきます。

ハローワークとの連携

就業支援を実施するに当たって、求人情報の提供などについて、ハローワークとの連携を図っています。平成19年度からは、新たに、児童扶養手当受給者の自立・就業支援のためのプログラムを策定する母子自立支援プログラム策定事業を実施し、ハローワークとの連携のもと、就業支援を行います。

資格や技能の取得への支援

考
え
方

資格や技能の取得に向けて、講座等を受講しやすいよう、母子家庭自立支援補助金や母子・寡婦福祉資金貸付制度による資金面での支援を行っていきます。
就業に結びつく可能性の高い技能を取得するための講座を開催していきます。
職業能力を身につけていただくため、それぞれの母子世帯の生活実態や職業適性、就業経験等を踏まえた公共職業訓練を実施していきます。

具
体
的
な
取
り
組
み

資金面での支援の実施

自立支援教育訓練給付費補助の実施

母子世帯の母が指定された講座を受講する場合、受講料の40%相当額を補助しています。今後とも、制度の周知や補助者数の増加を図っていきます。

自立支援教育訓練給付金	(実施主体) 県、市
平成17年度(県) 7人	平成23年度(県) 10人

具
体
的
な
取
り
組
み

高等職業訓練促進給付費補助の拡充

定められた資格について、母子世帯の母が2年以上の教育訓練を受講する場合、受講期間の最後の1/3について生活費を支給しています。制度の周知を図るとともに、県内全市での実施に向けて働きかけていきます。

高等職業訓練促進給付金	(実施主体) 県、市
平成18年度 9市	平成23年度 全市

母子及び寡婦福祉資金貸付金の実施

資格や技能を取得するために必要な授業料や交通費、技能取得中3年以内における生活費などの貸付を行っていきます。

事業開始資金	事業継続資金	修学資金	技能習得資金
修業資金	就職支度資金	医療介護資金	生活資金
住宅資金	転宅資金	就学支度資金	結婚資金
特例児童扶養資金			

技能を取得するための講座や職業訓練の実施

母子家庭等就業・自立支援センターによる支援の拡充

能力開発訓練の受講を勧めるなど、資格取得のための支援を行っています。

また、母子家庭の方の就職を支援するために、パソコン講座の開催や職務経歴書の書き方など、就職に役立つ講義を実施しています。

実施回数と対象者の拡充(母子世帯 ひとり親家庭)や講座内容の充実を図っていきます。

就業支援講座	(実施主体) 母子家庭等就業・自立支援センター
平成18年度 3回	平成23年度 4回

公共職業訓練の実施

県では、就職を希望する方に対して、就職に必要な技能や技術を身につけるための訓練科目を設け、公共職業訓練を実施していきます。

事業主への啓発

考
え
方

母子世帯の母の実情を理解した雇用促進を図るため、母子世帯を取り巻く現状と課題について事業主への啓発活動に努めていきます。
母子世帯の母を雇用した事業主が優遇される制度の広報を行っていきます。

事業主への啓発の推進

具
体
的
な
取
り
組
み

母子家庭等就業・自立支援センター等での取り組み

母子世帯の実情を理解し、雇用を促進していくため、引き続き企業等への訪問活動や県の広報誌を活用した事業主への啓発活動を行っていきます。

また、事業主が母子世帯の母を一定の条件で雇用した場合に支給される特定就職困難者雇用開発助成金など、雇用の援護措置の周知を図っていきます。

母子家庭等就業・自立支援センターは、特定就職困難者雇用開発助成金の活用による職業紹介事業所の許可を得ており、助成金の手続き方法等について事業主への周知を図っていきます。



(2) 経済的支援

ひとり親家庭等の自立を進めるうえで、就業支援と併せて一定の経済的支援が必要です。

特に、母子世帯では、子どもの育児等のための時間的制約、就業のための技術や技能の不足、母子世帯に対する事業主の理解が得られにくいことなどにより、就業環境が厳しく、安定した収入が得られにくい状況にあります。そのため、子どもの健やかな育成のためには、経済的支援が必要です。

また、母子世帯になった理由は「離婚」が大半を占めていますが、子どもの養育の責務は両親にあるにも関わらず、父親からの養育費はその多くが払われていません。

子どもの養育に関する義務は離婚しても変わらないことから、養育費に関する情報提供や相談機能を充実させていきます。

経済的支援の充実

考
え
方

安定した生活が送れるよう、経済的支援を必要としているひとり親家庭等に対して、経済的な支援を行っていきます。

具
体
的
な
取
組
み

経済的支援制度による支援の実施

児童扶養手当の適正な支給事務の実施

市町村と連携して、制度の周知を積極的に進めるとともに、プライバシーに配慮した支給事務を行うなど、適正な支給業務を行っていきます。

母子・寡婦福祉資金貸付制度の適正な貸付事務の実施

市町村と連携して、母子世帯や寡婦に対して、母子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に行うとともに、プライバシーに配慮した貸付事務を行うなど、適正な貸付業務を行っていきます。

ひとり親家庭医療費助成の実施

病気やけがなどで必要となる医療費について、ひとり親家庭の負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の一部を助成するとともに、制度の周知を図るよう、市町村に働きかけていきます。

これまで母子世帯を対象に助成を実施してきましたが、平成19年度からは、新たに、父子世帯も助成の対象とし、父子世帯の負担軽減と健康の維持・増進を図っていきます。

養育費確保のための支援

考
え
方

子どもの養育に関する義務が両親にあり、それは離婚により変わることはないので、離婚に当たって、養育費負担の取り決めを行い、その取り決めに遵守すべきことについて県民全体に理解が得られるよう、広報・啓発活動を行っていきます。
養育費に関する情報提供や相談機能を充実させていきます。

具
体
的
な
取
り
組
み

広報・啓発活動の実施

養育費確保に向けた啓発の推進

市町村と連携し、児童扶養手当の現況届の配布時などの様々な機会を通して、養育費に関する情報提供や、法律相談を実施している母子家庭等就業・自立支援センターの活動などについての情報提供を行っていきます。

相談機能の充実

法律相談事業の充実

母子家庭等就業・自立支援センターでは、養育費の取り決めや履行確保などについて、専門家による法律相談を行っています。法律相談の実施回数の増加や新たな取り組みとしての移動相談の実施について検討します。

また、簡易・迅速な養育費取り決めの調整や家事調停制度等の活用のサポート、養育費相談機関の業務の支援を行うため、国が新たに設置することとしている養育費相談・支援センターと連携し、養育費に関する相談機能の充実を図っていきます。

法律相談	(実施主体) 母子家庭等就業・自立支援センター
平成18年度実施回数 12回	平成23年度実施回数 24回



(3) 日常生活支援

ひとり親家庭等の自立のためには、安心して働くための子どもの保育先の確保や、安定した生活を築くための住宅の確保など、安心して子育てができる環境づくりが必要です。そのため、ひとり親家庭等の様々なニーズに応じた適切な支援を行うことが必要です。

保育・子育て支援の充実

考 え 方
 病気等で一時的に保育が必要になった場合に支援できる体制を整えるなど、保育サービスを充実させていきます。
 仕事と子育てが両立できるよう、子育てや生活面での支援体制の整備を推進していきます。

保育サービスの充実

保育所優先入所の推進

ひとり親家庭の親が就業や求職活動等を十分に行うことができるよう、保育所への優先入所の促進を市町村へ働きかけていきます。

保育サービスの充実

ひとり親家庭の親が就業する上で、保育サービスの充実を図る必要があることから、延長保育・休日保育・一時保育・病後児保育の充実を市町村へ働きかけていきます。

具
体
的
な
取
り
組
み

延長保育	(実施主体)市町村
平成16年度 70か所	平成21年度 94か所
休日保育	(実施主体)市町村
平成16年度 0か所	平成21年度 11か所
一時保育	(実施主体)市町村
平成16年度 19か所	平成21年度 36か所
乳幼児健康支援一時預かり (病後児保育・施設型)	(実施主体)市町村
平成16年度 6か所	平成21年度 15か所

は、「高知県次世代育成支援行動計画」の目標数値です。

子育てや生活面での支援体制の整備

子育て短期支援事業（トワイライトステイ、ショートステイ）の実施

ひとり親が仕事等のために帰宅が遅くなる場合（トワイライトステイ）や病気などの場合（ショートステイ）に一時的に子どもを預かる事業を進めていきます。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	（実施主体）市町村
平成16年度 1か所	平成21年度 1か所

子育て短期支援事業（ショートステイ）	（実施主体）市町村
平成16年度 10か所	平成21年度 11か所

放課後児童クラブの拡充

親が労働などにより昼間家庭にいない児童を対象として、授業終了後に学校の余裕教室などを利用して、遊びや生活の場を与える事業の拡充を図ります。

放課後児童クラブ	（実施主体）市町村
平成16年度 96か所	平成21年度 123か所

地域子育て支援センター及びつどいの広場の拡充

子育てに関する相談や子育てサークルの育成・支援を行う地域子育て支援センターや、親と子どもの交流の場を提供しているつどいの広場の実施箇所数の増加を図ります。

地域子育て支援センター	（実施主体）市町村
平成16年度 30か所	平成21年度 46か所

つどいの広場	（実施主体）市町村等
平成16年度 0か所	平成21年度 3か所

母子生活支援施設的环境整備の推進

生活上の問題のために子どもの養育が十分できない場合、母子生活支援施設に子どもと一緒に入所することができます。今後とも、施設的环境整備を進めていきます。

具
体
的
な
取
り
組
み

は、「高知県次世代育成支援行動計画」の目標数値です。

住宅確保のための支援

考
え
方

ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、住居を確保するための取り組みを進めていきます。

具
体
的
な
取
り
組
み

住居を確保するための取り組みの実施

公営住宅における優先入居の実施

県営住宅入居申し込みに際して、ひとり親家庭や高齢者、障害者などについて優先枠を設定し、入居への配慮を行っています。今後も引き続き、ひとり親等の優先入居を実施していきます。

〔市町村営住宅についても、ひとり親家庭等への入居を優先的に取り扱っている市町村があります。〕



(4) 情報提供、相談支援

ひとり親家庭等は、就業や子どもの養育など、さまざまな悩みを持っています。その悩みを解決するため、必要な情報が一元的に得られるよう、相談体制や各種施策の情報提供体制の充実が必要です。

特に、父子世帯では、母子世帯に比べて日常生活における悩みごとに関する相談相手が少ないことから、相談体制の充実が必要です。そのため、現行の相談窓口の強化に努めていきます。

相談機能の充実

考
え
方

関係機関と連携し、相談体制の充実に努めていきます。
ひとり親を支援する関係者の資質向上を図っていきます。

具
体
的
な
取
り
組
み

一元的な相談体制の充実

関係機関と連携した相談体制の充実

生活、就業及び養育費等について、県福祉保健所及び市町村などの各担当窓口で相談を受けていますが、母子家庭等就業・自立支援センターなど関係機関と連携を密にして、利用者が利用しやすいよう充実させていきます。

ひとり親家庭を支援する関係者の資質向上

母子自立支援員の資質向上

全国規模の母子自立支援員研修会への参加や、母子家庭等就業・自立支援センター相談員との合同研修会の開催など、県及び市に配置されている母子自立支援員の資質向上に努めていきます。



情報提供機能の充実

考
え
方

相談窓口の周知に取り組みます。
支援制度が幅広く周知され、活用されるような取り組みを実施していきます。

具
体
的
な
取
り
組
み

相談窓口の周知

相談窓口の周知

県福祉保健所、市町村や母子家庭等就業・自立支援センターなどの相談窓口の周知を図っていきます。

特に、父子世帯では、相談相手がいない比率が母子世帯より高くなっています。このため、県福祉保健所や市町村などにおける父子世帯の生活相談窓口の強化を図っていきます。

現行支援制度の周知

支援制度の周知と活用の推進

母子世帯及び寡婦向けの啓発冊子「母子・寡婦福祉のしおり」を作成し、市町村や県福祉保健所、関係団体等に配布して、各種支援制度の広報を行っています。母子世帯や寡婦の方だけでなく、県民の方が情報を入手しやすいよう、ホームページに事業内容を掲載するなど、より幅広く情報発信ができるよう検討していきます。

5 推進体制

(1) 関係機関での実施内容

行政関係

県本庁

- ・母子家庭就業・自立支援センター事業及び自立支援給付金事業の広報
- ・ひとり親家庭等自立促進計画に基づいた施策の推進
- ・母子自立支援員による相談等
- ・児童扶養手当の支給
- ・母子・寡婦福祉資金貸付金の貸付・償還
- ・母子家庭自立支援補助金の支給
- ・保育サービスや子育て支援策充実への働きかけ
- ・県営住宅への優先入居

県福祉保健所

- ・母子福祉担当者による相談等
- ・母子家庭自立支援補助金に関する相談や受付

市町村

- ・母子自立支援員の設置・活用（市）
- ・児童扶養手当の支給（市）
- ・母子家庭自立支援補助金の支給（市）
- ・ひとり親家庭医療費の助成
- ・保育所への優先入所や保育サービス
- ・子育てや生活面での支援策
- ・市町村単独事業（祝金等）

関係団体

母子家庭等就業・自立支援センター

- ・無料職業紹介（求人情報の収集と提供）
- ・無料法律相談
- ・初心者向けのパソコン講座（ワード・エクセル） 就職に役立つ講座
- ・県内移動相談

高知県社会福祉協議会

- ・無料職業紹介（求人情報の収集と提供）
（県福祉人材センター、安芸・幡多福祉人材バンク）
- ・生活福祉資金の貸し付けや災害遺児の就学支援

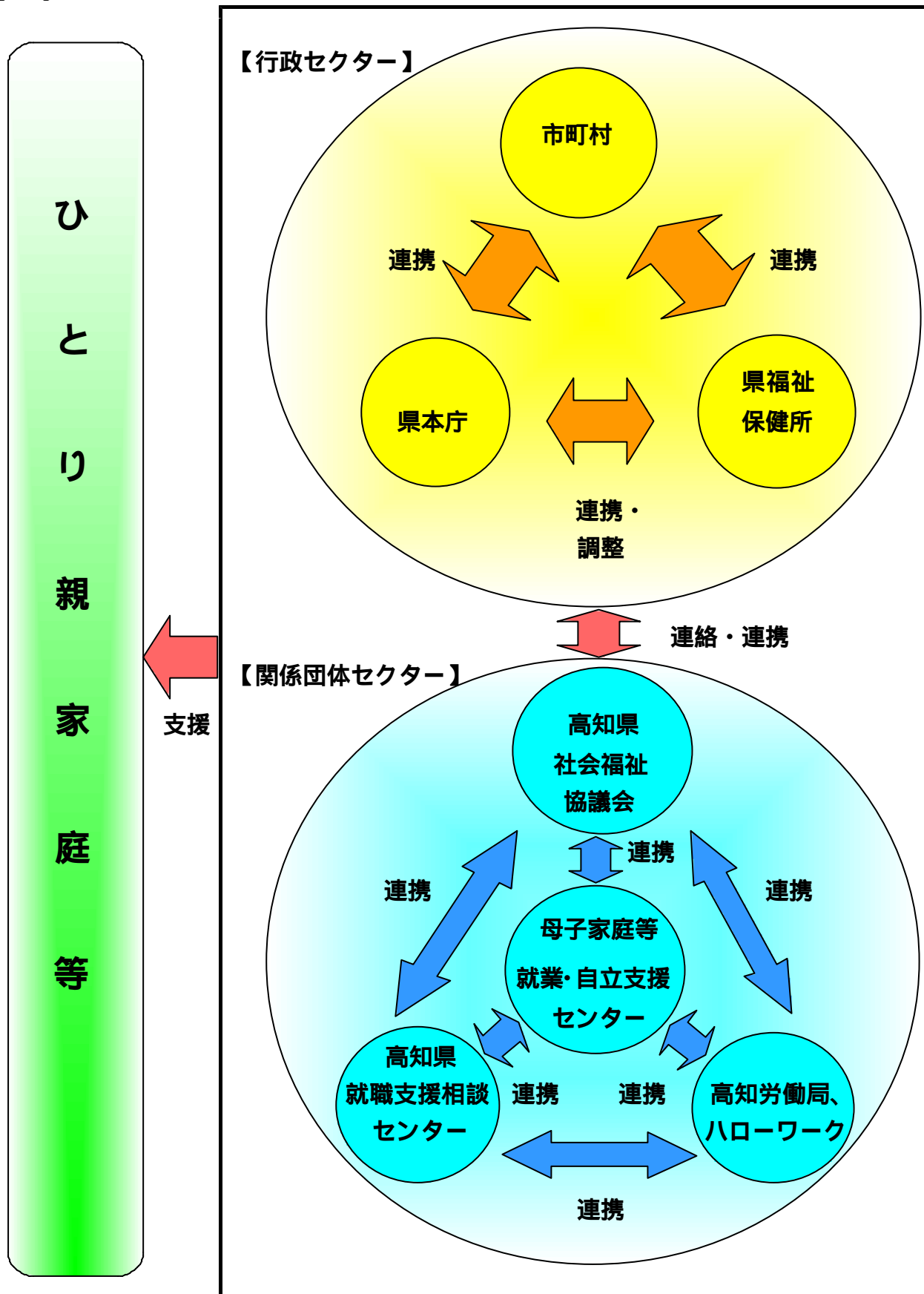
高知県就職支援相談センター（ジョブカフェこうち）

- ・無料職業紹介（求人情報の収集と提供）
- ・県内移動相談
- ・就業に関するセミナー

高知労働局、各ハローワーク

- ・労働に関する相談、労働保険及び雇用保険に関する事務
- ・雇用関係給付金制度についての事務と広報
- ・無料職業紹介（求人情報の収集と提供）

(2) 推進体制のイメージ



参考資料

第 1 計画策定の経過

(1) 高知県ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 母子及び寡婦福祉法第 12 条に基づく「高知県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、高知県ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、「高知県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定に関する必要な事項を協議する。

(組織)

第 3 条 協議会の組織は別表のとおりとする。

2 協議会には、前条に掲げる基本的な事項を検討するためのワーキンググループを設けることができる。

3 ワーキンググループの設置に関し、必要な事項は別に定める。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

(運営)

第 5 条 協議会は、高知県健康福祉部子ども課長が招集する。

2 協議会には、会長、副会長を置く。

3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

4 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、高知県健康福祉部子ども課母子福祉担当内において行う。

(審査会の運営)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 7 月 28 日から施行する。

(2) 高知県ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会委員

(五十音順)

氏 名	団 体 名 及 び 役 職	備 考
石元 千寿	母子生活支援施設ちぐさ 母子指導員	
井上 和江	高知県民生委員児童委員協議会連合会 児童委員専門部会副会長	
宅宮 美歌子	高知県青蘭会連盟 理事長	(副会長)
森国 久美子	母子家庭等就業・自立支援センター 総合相談員	
八坂 正一	高知労働局職業安定部職業対策課 課長補佐	
矢須 京子	高知県保育士会 副会長	
山本 昌男	特定非営利活動法人大地の会 副理事長	(会 長)

(3) 高知県ひとり親家庭等自立促進計画策定までの経過

日 程	活 動 内 容
平成 17 年 9 月 ~ 11 月	<p>平成 17 年度母子家庭等実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査基準 平成 17 年 11 月 1 日 ・ 調査経過 平成 17 年 9 月 対象者抽出 平成 17 年 10 月 調査票発送 平成 17 年 11 月 調査票回収 ・ 回収結果 母子世帯 1,286 人、回収率 45.2 % 父子世帯 217 人、回収率 38.4 %
平成 18 年 7 月 28 日	<p>第 1 回高知県ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定の趣旨、構成案、協議事項について、事務局説明 意見交換 ・ 高知県の就業実態について ・ 母子世帯を取り巻く現状について
平成 18 年 8 月 24 日	<p>第 2 回高知県ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成案、実態調査結果から見た課題、基本理念及び基本目標、具体的支援策について、事務局説明 意見交換 ・ 構成案、課題、基本理念及び目標について ・ 具体的支援策の内容について
平成 18 年 9 月 15 日	<p>庁内ワーキング</p> <p>意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実態調査結果から見た課題、具体的支援策の内容、支援策及び関係団体の追加などについて
平成 18 年 10 月 10 日	<p>第 3 回高知県ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後のスケジュールについて ・ 計画素案について
平成 19 年 2 月 5 日 ~ 23 日	<p>パブリックコメント</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案について
平成 19 年 3 月 13 日	<p>第 4 回高知県ひとり親家庭等自立促進計画策定協議会</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画案について

第2 現在の主な支援策

高知県内のひとり親家庭等を支援するため、各関係機関において次のような取り組みが進められています。

(1) 相談窓口

名 称	内 容
県福祉保健所 市福祉事務所	ひとり親家庭や寡婦の方、生活に困っている方、児童や高齢者、心身障害者の方々の福祉の総合窓口です。 ・所在地等 P 3 8、P 4 0をご覧ください。
母子自立支援員 (母子相談員)	県のこども課や市の福祉事務所において、母子世帯や寡婦の方のいろいろな悩み事や問題の相談に応じています。 ・所在地等 P 4 0をご覧ください。
民生委員・ 児童委員	地域に密着して、困っていることや社会福祉全般にわたる相談に応じています。
母子家庭等 就業・自立支援 センター	母子世帯の方に対して、就業のための相談、就業のための各種資格や技能を取得する支援制度等についてのアドバイス、ひとり親への法律問題等の専門相談を行っています。 ・所在地等 P 3 8をご覧ください。
女性相談所	女性のいろいろな悩み事や配偶者からの暴力で困っている方の相談に応じています。休日・夜間も電話相談を行っています。 ・所在地等 P 3 8をご覧ください。
療育福祉センター	心身の発達に障害があったり、その心配がある子どもとその家族の方々の医療や福祉の相談に応じています。 ・所在地等 P 3 8をご覧ください。
消費生活センター	消費者からの消費生活全般にわたる相談を受けたり、消費生活に関する情報の提供を行っています。 ・所在地等 P 3 8をご覧ください。
こうち男女共同 参画センター (ソーレ)	女性をとりまく様々な悩み事について相談に応じています。また、男性からの相談にも毎月1回対応しています。 ・所在地等 P 3 8をご覧ください。
児童相談所	県内2カ所に設置され、児童に関するあらゆる問題について、専門的に相談に応じています。 ・所在地等 P 3 8をご覧ください。

(2) 年金・手当

名 称	内 容
遺族基礎年金	夫が死亡したとき、その夫によって生計を支えられていた妻や18歳到達年度の末日までの子、又は20歳未満で障害等級が1級・2級の状態にある子に支給されます。 ・問い合わせ等 各社会保険事務所(P 3 9)

名 称	内 容
児童扶養手当	父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童(一定の障害がある場合は20歳未満の児童)を監護している母又は養育者に支給されます。前年(1月から6月までの申請については前々年)の所得による所得制限があります。 ・問い合わせ等 市町村役場(P40以降)
特別児童扶養手当	身体又は精神に一定以上の障害を有する20歳未満の児童を在宅で監護する保護者に支給されます。前年(1月から6月までの申請については前々年)の所得による所得制限があります。 ・問い合わせ等 市町村役場(P40以降)
障害児福祉手当	重度の障害を有し、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童に支給されます。前年(1月から6月までの申請については前々年)の所得による所得制限があります。 なお、高知県重度心身障害児療育手当との併給はできません。 ・問い合わせ等 市町村役場(P40以降)
高知県重度心身障害児療育手当	身体又は精神に一定以上の障害(特別児童扶養手当1級相当)を有する18歳未満の児童を在宅で監護する保護者に支給されます。 なお、障害児福祉手当との併給はできません。 ・問い合わせ等 市町村役場(P40以降)
児 童 手 当	小学校修了前の児童を養育している方に支給されます。前年(1月から5月までの申請については前々年)の所得による所得制限があります。 ・問い合わせ等 市町村役場(P40以降)
災害遺児修学支援	交通事故、その他の災害により、両親又は父母のいずれかを失って、遺児となった高等学校に在学している生徒に修学費を支給しています。 ・問い合わせ等 県社会福祉協議会(P39)

(3) 貸付金・奨学金等

名 称	内 容
母子・寡婦福祉資金貸付制度	母子世帯や寡婦の方の生活の安定のため、生活資金や修学資金などの貸し付けを行っています。 ・問い合わせ等 市町村役場(P40以降)
生活福祉資金貸付事業	低所得者世帯に対して、経済的自立や生活意欲の助長促進を図るため、必要な資金の貸し付けと援助指導を行っています。 ・問い合わせ等 県社会福祉協議会(P39)
奨 学 金	経済的理由で高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程などに就学することが困難な学生や生徒に学資の貸し付けを行っています ・問い合わせ等 県教育委員会高等学校課(088(821)4851)
授業料の減免	高等学校に在学し、経済的理由により授業料の支払いが困難な場合には授業料を減免する制度があります。

(4) 医療・介護

名 称	内 容
ひとり親家庭医療費助成事業	所得税非課税世帯のひとり親及び18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童の医療費の自己負担分に対して、助成を行っています。 ・問い合わせ等 市町村役場（P40以降）
子育て短期支援事業（トワイライト）	保護者が仕事を終えて帰宅するまでの間、児童を児童福祉施設等に預かって保育を行う制度です。 ・問い合わせ等 市町村役場（P40以降）
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が仕事、病気、冠婚葬祭等で児童を一時的に養育できないとき、児童を児童福祉施設等に預かって保育を行う制度です。 ・問い合わせ等 市町村役場（P40以降）
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が入所して、安全で衛生的な出産をするための施設です。

(5) 就業支援

名 称	内 容
母子家庭等就業・自立支援センター	母子世帯の方の就業と自立を支援するため、求人情報の収集と提供、各種資格や技能を取得するときの支援制度等についての情報提供、パソコン講習や就職に役立つ講座などを行っています。 ・所在地等 P38をご覧ください。
母子家庭自立支援給付事業	母子世帯の方が一定の資格や技能を取得するため、講座を受講したり、長期にわたって教育訓練機関で修業する場合、受講料や生活費への補助を行っています。 ・問い合わせ等 県福祉保健所及び市福祉事務所（P38、P40）
母子自立支援プログラム策定事業	母子家庭等就業・自立支援センターと連携し、ハローワークの実施する就業支援事業を活用することにより、児童扶養手当を受給している母子世帯の方の就業と自立を支援してきます。 ・問い合わせ等 母子家庭等就業・自立支援センター（P38）
県福祉人材センター及び福祉人材バンク	福祉の仕事に就きたい方に求人を斡旋したり、就職ガイダンスや就業に関する研修と調査・研究を行っています。 ・所在地等 P39、P40をご覧ください。
高知県就職支援相談センター（ジョブカフェこうち）	若者の就職を支援するため、キャリアコンサルタントによる就職相談や無料職業紹介、職業適性診断、ミニセミナーの開催などを行っています。 ・所在地等 P40をご覧ください。
こうち男女共同参画センター（ソレ）	女性の社会参画や自立支援に役立つパソコン講座、コミュニケーション講座、その他自己啓発講座などを行っています。 ・所在地等 P38をご覧ください。

名 称	内 容
ハローワーク	<p>就業についてのきめ細かな相談・指導を行い、適性や希望に合った職業紹介に努めています。また、本人の同意を得たうえで、特定求職者雇用開発助成金、試行雇用奨励金などの事業所助成を活用し、雇用機会の拡大を図っています。</p> <p>・各ハローワークの所在地等 P 39をご覧ください。</p>
公共職業訓練	<p>資格や技能を身につけて働きたい方のための制度です。一定の要件を満たす方には、訓練期間中に手当が支給される場合があります。</p> <p>・問い合わせ等 各ハローワーク(P 39)</p>

(6) 住宅

名 称	内 容
母子生活支援施設 (母子寮)	<p>母子世帯で生活や児童の養育などでお困りの方のために、母と子どもが一緒に入れる施設です。</p> <p>・所在地等 P 40をご覧ください。</p>
県営住宅への 入居	<p>ひとり親家庭の方などの県営住宅入居申し込みの際に、優先枠を設定し、入居への配慮を行っています。</p> <p>・問い合わせ等 県営：県公営住宅課、市町村営：各市町村担当課</p>

(7) 母子寡婦福祉団体

名 称	内 容
財団法人 高知県青蘭会連盟	<p>母子世帯や寡婦の福祉を増進させるため、環境を同じくする母子家庭の母及び寡婦が互いに語り合い、励まし合って、幸せな生活を築くために組織し、活動している母子寡婦福祉団体です。</p> <p>・所在地等 P 40をご覧ください。</p>

第3 関係団体等一覧

県福祉保健所

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	管轄市町村
安芸福祉保健所	〒784-0001	安芸市矢ノ丸1-4-36	0887 (34) 3175	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
中央東福祉保健所	〒782-0016	香美市土佐山田町山田1128-1	0887 (53) 3171	南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村
中央西福祉保健所	〒789-1201	高岡郡佐川町甲1243-4	0889 (22) 1240	土佐市、春野町、いの町、佐川町、越知町、日高村、仁淀川町
須崎福祉保健所	〒785-0005	須崎市東古市町6-26	0889 (42) 1875	須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町
幡多福祉保健所	〒787-0028	四万十市中村山手通19	0880 (35) 5979	宿毛市、土佐清水市、四万十市大月町、三原村、黒潮町

相談センター等

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
母子家庭等就業・自立支援センター	〒780-0935	高知市旭町3-115 こうち男女共同参画センター内	088 (875) 2500
女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	〒780-0051	高知市愛宕町3-12-29	088 (822) 5520
療育福祉センター	〒780-8081	高知市若草町10-5	088 (844) 1921
消費生活センター	〒780-0935	高知市旭町3-115	088 (824) 0999
こうち男女共同参画センター (ソール)	〒780-0935	高知市旭町3-115	088 (873) 9100

児童相談所

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
中央児童相談所	〒781-5102	高知市大津甲770-1	088 (866) 6791
幡多児童相談所	〒787-0050	四万十市渡川1-6-21	0880 (37) 3159

社会保険事務所

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
高知東社会保険事務所	〒780-8010	高知市棧橋通4-13-3	088 (831) 4430
高知西社会保険事務所	〒780-0935	高知市旭町3-70-1	088 (875) 1717
南国社会保険事務所	〒783-0004	南国市大桶甲1214-6	088 (864) 1111
高知社会保険事務局 幡多事務所	〒787-0023	四万十市中村東町2-4-10	0880 (34) 1616

県社会福祉協議会

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
高知県社会福祉協議会	〒780-8065	高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ内	088 (844) 4600

ハローワーク（公共職業安定所）

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
高知公共職業安定所	〒780-8560	高知市稲荷町6-20	088 (883) 2521
ハローワークプラザはりまや	〒780-0822	高知市はりまや町1-5-1 デンテツターミナルビル	088 (884) 8105
安芸公共職業安定所	〒784-0001	安芸市矢ノ丸4-4-4	0887 (34) 2111
高知公共職業安定所 香美出張所	〒782-0033	香美市土佐山田町旭町1-4-10 土佐山田町地方合同庁舎1F	0887 (53) 4171
いの公共職業安定所	〒781-2120	吾川郡いの町枝川1943-1	088 (893) 1225
須崎公共職業安定所	〒785-0012	須崎市西糺町4-3	0889 (42) 2566
四万十公共職業安定所	〒787-0012	四万十市右山五月町3-12 中村地方合同庁舎	0880 (34) 1155

無料職業紹介事業所

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
母子家庭等就業・自立 支援センター	〒780-0935	高知市旭町3-115 こうち男女共同参画センター内	088 (875) 2500
高知県福祉人材センター	〒780-8567	高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ 高知県社会福祉協議会内	088 (844) 3511
安芸福祉人材バンク	〒784-0007	安芸市寿町2-8 安芸市社会福祉協議会内	0887 (34) 3540

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
幡多福祉人材バンク	〒787-0012	四万十市右山五月町8-3 四万十市社会福祉協議会内	0880 (35) 5514
高知県就職支援相談 センター (ジョブカフェこうち)	〒780-0841	高知市帯屋町2-1-35	088 (802) 2025

母子生活支援施設

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
ち く さ	〒780-8015	高知市百石町2-18-25	088 (834) 2005
安 芸 和 光 寮	〒784-0003	安芸市久世町8-9	0887 (35) 2667

母子寡婦団体

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
財団法人 高知県青蘭会連盟	〒780-0061	高知市栄田町9-29 高知県母子寡婦福祉会館内	088 (872) 5873

市町村母子福祉担当課

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
高知市 子育て支援課	〒780-8571	高知市本町5-1-45	088 (823) 9447
室戸市 福祉事務所	〒781-7185	室戸市浮津25-1	0887 (22) 5137
安芸市 健康福祉事務所	〒784-8501	安芸市矢ノ丸1-4-40	0887 (35) 1009
南国市 福祉事務所	〒783-8501	南国市大桶甲2301	088 (880) 6566
土佐市 福祉事務所	〒781-1192	土佐市高岡町甲2017-1	088 (852) 7653
須崎市 福祉事務所	〒785-8601	須崎市山手町1-7	0889 (42) 3691
宿毛市 福祉事務所	〒788-8686	宿毛市桜町2-1	0880 (63) 1114
土佐清水市 健康福祉課	〒787-0392	土佐清水市天神町11-2	0880 (82) 1118
四万十市 福祉事務所	〒787-8501	四万十市中村大橋通4-10	0880 (34) 1120
香南市 福祉事務所	〒781-5292	香南市野市町西野2706	0887 (57) 8509
香美市 福祉事務所	〒782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	0887 (53) 3117

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号	
安芸郡				
東洋町 健康福祉課	〒781-7414	安芸郡東洋町生見758-3	0887 (29) 3394	
奈半利町 保健福祉課	〒781-6402	安芸郡奈半利町乙1659-1	0887 (38) 8181	
田野町 保健福祉課	〒781-6410	安芸郡田野町1828-5	0887 (38) 2811	
安田町 町民生活課	〒781-6421	安芸郡安田町安田1850	0887 (38) 6712	
北川村 住民課	〒781-6441	安芸郡北川村野友甲1530	0887 (32) 1214	
馬路村 健康福祉課	〒781-6201	安芸郡馬路村馬路443	0887 (44) 2112	
芸西村 健康福祉課	〒781-5792	安芸郡芸西村和食甲1262	0887 (33) 2112	
長岡郡				
本山町 住民総合窓口課	〒781-3692	長岡郡本山町本山504	0887 (76) 2113	
大豊町 住民課	〒789-0312	長岡郡大豊町高須231	0887 (72) 0450	
土佐郡				
土佐町 住民課	〒781-3492	土佐郡土佐町土居194	0887 (82) 1110	
大川村 総務課	〒781-3703	土佐郡大川村小松27-1	0887 (84) 2211	
吾川郡				
春野町 健康福祉課	〒781-0392	吾川郡春野町西分15	088 (894) 4820	
いの町 町民課	〒781-2192	吾川郡いの町1700-1	088 (893) 1117	
仁淀川町	町民課	〒781-1592	吾川郡仁淀川町大崎124	0889 (35) 1088
	保健福祉課	〒781-1501	吾川郡仁淀川町大崎393-2	0889 (35) 0888
高岡郡				
中土佐町 健康福祉課	〒789-1301	高岡郡中土佐町久礼6584-1	0889 (52) 2662	
佐川町 健康福祉課	〒789-1202	高岡郡佐川町乙2310	0889 (22) 7705	
越知町 保健福祉課	〒781-1301	高岡郡越知町越知甲1970	0889 (26) 1170	
梶原町 保健福祉支援センター	〒785-0612	高岡郡梶原町川西路2320-1	0889 (65) 1170	
日高村 健康福祉課	〒781-2152	高岡郡日高村沖名23	0889 (24) 7851	

名 称		郵便番号	住 所	電 話 番 号
津野町	本庁 住民福祉課	〒785-0201	高岡郡津野町永野471-1	0889 (55) 2314
	西庁 住民福祉課	〒785-0501	高岡郡津野町力石2870	0889 (62) 2313
四万十町	町民環境課	〒786-8501	高岡郡四万十町茂串町3-2	0880 (22) 3117
幡多郡				
大月町	町民福祉課	〒788-0302	幡多郡大月町弘見2230	0880 (73) 1113
三原村	住民課	〒787-0803	幡多郡三原村来栖野479	0880 (46) 2404
黒潮町	佐賀総合支所 町民課	〒789-1795	幡多郡黒潮町佐賀1092-1	0880 (55) 3112
	大方総合支所 健康福祉課	〒789-1992	幡多郡黒潮町入野2019-1	0880 (43) 2116

家庭裁判所における手続相談

名 称	内 容
家 庭 裁 判 所	離婚や財産分与、慰謝料、養育料など家庭に関する「調停」や「審判」などの手続に関する情報を提供しています。

名 称	郵便番号	住 所	電 話 番 号
高知家庭裁判所本庁	〒780-0850	高知市丸ノ内1-3-5	088 (822) 0340
高知家庭裁判所安芸支部	〒784-0003	安芸市久世町9-25	0887 (35) 2065
高知家庭裁判所須崎支部	〒785-0010	須崎市鍛冶町2-11	0889 (42) 0046
高知家庭裁判所中村支部	〒787-0028	四万十市中村山手町通54-1	0880 (35) 3007